

【プレス資料】

令和6年6月24日(月)
鶴岡市上下水道部下水道課



直接投入型ディスポーザーの設置・使用に係る制度の開始について

直接投入型ディスポーザーとは、台所のシンク下などに取り付け、生ごみを水とともに細かく碎き、直接下水道に排出する設備です。

多くの市町村では下水道への影響等を懸念し設置・使用を認めていませんが、本市では令和3~4年度に実施したモニター調査などにより分析を進めてきた結果、下水道施設にほぼ影響を生じることなく、生活利便性の向上や生ごみの削減に高い効果が得られると判断したため、令和6年7月より設置を認めることとします。

1. 導入により期待される効果

①市民サービスの向上

市民モニター11世帯に一年間使用いただきヒアリングした結果、全世帯が使用に満足し継続利用を希望するなど高い評価を得ており、生ごみの保管やごみ出しに係る負担を軽減し、生活利便性の向上に寄与することが期待されます。

②生ごみの減量化

モニター調査に基づき試算した結果、ディスポーザーを使用した場合、一世帯平均で年間約120kgの生ごみが削減されると見込まれ、ごみ焼却・運搬量の削減や環境美化等に寄与することが期待されます。

③資源循環の推進

生ごみを「ただのごみ」から「下水道資源」に転換し活用することで、消化ガス発電や肥料化を推進し、資源循環型社会の形成に寄与することが期待されます。

2. 制度の概要

①制度開始時期 令和6年7月1日(月)より設置可能とする。

②設置可能区域 公共下水道及び集落排水区域

※藤島地区の一部など県の処理場に流入する区域は当面除く

③設置条件 上記区域内で公共下水道及び集落排水に接続している一般家庭

※専用店舗や事業所への設置は認めない

④工事等の手続 設置に係る申請書類を市に提出する(7/1以降受付開始)

なお、設置工事は鶴岡市指定下水道工事店のみ可能とする。

⑤使用料金 なし

3. その他

直接投入型ディスポーザーの設置を認める自治体は、県内では初、東北地方では十和田市に次ぎ2団体目、全国では27団体目となる見込みです。

<お問い合わせ先>

〒997-0819 鶴岡市のぞみ町2番10号 鶴岡市上下水道部下水道課 (担当:丸山)

☎:0235-25-5860 FAX:0235-22-9690

メール:gesuidou@city.tsuruoka.yamagata.jp